

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業者のうち製造業者(以下、「中小製造業者」という。)が実施する生産施設及び生産設備の復旧事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において中小企業施設設備復旧支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する者をいう。ただし、次項に掲げる「みなし大企業」は除く。

3 この要綱において「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

(1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること

(2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること

4 この要綱において「製造業者」とは、日本標準産業分類に掲げる製造業に属する事業者とする。

(交付の目的)

第3条 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域の生活基盤となっている中小製造業者が実施する生産施設及び生産設備の復旧事業を支援することにより、被災地域の復旧を促進することを目的とする。

(交付対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる事業者は、本事業により県内での事業再開又は継続を目指す中小製造業者とする。

(補助金の要件)

第5条 知事は、第8条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、次の各号のいずれの要件にも該当するかを審査する。

一 本事業により、次のいずれにも効果が見込まれること

ア 当該中小製造業者の生産能力の早期復旧に資する事業であること

イ 当該中小製造業者の雇用維持に資する事業であること

ウ 被災地域の復旧に資する事業であること

二 東日本大震災により第6条第3項に規定する生産施設及び生産設備の全部又は一部に甚大な被害が生じていること。

(交付対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、東日本大震災により損壊若しくは滅失した生産施設及び生産設備のうち、第3条の目的の遂行に必要な不可欠であり、県内で直接生産活動に利用される生産施設及び生産設備を復旧(修理、建替・入替)する経費とする。

- 2 前項における生産施設及び生産設備については、別表のとおりとし、補助事業者の所有するものでなければならない。
- 3 知事は、東日本大震災以降で交付決定の前に行われたものであっても、写真や書類等による確認が可能で適正と認められる第1項の経費については、補助金の対象とすることができる。

(補助率等)

第7条 補助率は、前条に規定する経費の2分の1以内とする。

- 2 補助金の上限額は20,000千円、下限額は1,000千円とする。

(交付申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 中小製造業者は、前項の補助金の交付を申請するにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、東日本大震災により甚大な被害を受けたため、添付できない書類については、理由書をもって代えることができる。

- 一 補助事業計画書
- 二 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類(見積書の写し)
- 三 直近3年間の財務諸表
- 四 定款の写し
- 五 登記事項証明書(全部事項・現在事項)[法人の場合]又は代表者の住民票抄本[個人の場合]
- 六 納税証明書(税目:全ての県税)
- 七 暴力団排除に関する誓約書
- 八 株主名簿の写し[株式会社の場合]又は社員名簿の写し[特例有限会社の場合]
- 九 中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書
- 十 その他知事が必要と認める書類

- 4 次の各号のいずれかに該当する中小製造業者は、交付申請をすることができない。

- 一 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
- 二 県税に未納がある者
- 三 本事業及び県が実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業の交付決定を受けている者

- 5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付の決定)

第9条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第8条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認

めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、第8条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第10条 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

- 一 補助事業に要する経費の区分相互間の30%以内の変更である場合
- 二 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

- 2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第4号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第13条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに様式第5号による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から1月を経過した日又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月20日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第15条 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときには、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して知事が定める期間が経過するまでに、取得財産を取り壊し又は廃棄し、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供するときは知事に協議し、承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第9号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(国庫補助事業との重複の取扱い)

第19条 国が直接実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業と本事業が重複する場合において、補助金の額は本事業の補助対象となる経費から国庫補助金等を差し引いた額に補助率を乗じた額とする。

(他事業との重複の取扱い)

第20条 本事業の交付決定を受けた後に、県が実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業の交付決定を受けた者は、様式第3号により知事に申請し、廃止の承認を受けなければならない。

(書類の提出部数)

第21条 この要綱により知事に提出する書類は、A4判で作成することとし、提出部数はそれぞれ1部とする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月13日から施行し、東日本大震災による復旧にかかる補助事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成25年2月26日から施行し、平成25年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助事業から適用する。

別表

区 分	内 訳
生産 施設	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表に記載の資産のうち、種類が建物，構造が次のもので，その用途が「工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの」の施設</p> <p>【構造又は用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの ○ れんが造，石造又はブロック造のもの ○ 金属造のもの ○ 木造又は合成樹脂造のもの ○ 木骨モルタル造のもの
生産 設備	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）別表第二 機械及び装置の耐用年数表に記載の機械及び装置のうち，設備の種類が以下の設備</p> <p>【設備の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料品製造業用設備 ○ 飲料，たばこ又は飼料製造業用設備 ○ 繊維工業用設備 ○ 木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備 ○ 家具又は装備品製造業用設備 ○ パルプ，紙又は紙加工品製造業用設備 ○ 印刷業又は印刷関連業用設備 ○ 化学工業用設備 ○ 石油製品又は石炭製品製造業用設備 ○ プラスチック製品製造業用設備 ○ ゴム製品製造業用設備 ○ なめし革，なめし革製品又は毛皮製造業用設備 ○ 窯業又は土石製品製造業用設備 ○ 鉄鋼業用設備 ○ 非鉄金属製造業用設備 ○ 金属製品製造業用設備 ○ はん用機械器具（はん用性を有するもので，他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み，又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備 ○ 生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備 ○ 業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備 ○ 電子部品，デバイス又は電子回路製造業用設備 ○ 電気機械器具製造業用設備 ○ 情報通信機械器具製造業用設備 ○ 輸送用機械器具製造業用設備 ○ その他の製造業用設備

様式第1号（第8条関係）

平成 年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 交付申請書

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

平成 年度において、中小企業施設設備復旧支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により中小企業施設設備復旧支援事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助金交付申請額 | 円 |

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
（別紙「補助事業計画書」のとおり）

3 補助事業完了予定日

平成 年 月 日

（関係書類）

- ① 補助事業計画書（別紙1）
- ② 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書の写し）
- ③ 直近3年間の財務諸表
- ④ 定款の写し
- ⑤ 登記事項証明書（全部事項・現在事項）〔法人の場合〕又は代表者の住民票抄本〔個人の場合〕
- ⑥ 納税証明書（税目：全ての県税）
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）
- ⑧ 株主名簿の写し〔株式会社の場合〕又は社員名簿の写し〔特例有限会社の場合〕
- ⑨ 中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書（別紙3-1又は別紙3-2）
- ⑩ その他知事が必要と認める書類

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 補助事業計画書（補助事業実績報告書）

1 事業者の概要

①事業者名					
②代表者役職・氏名	役職：		氏名：		
③（本社）所在地 ・電話番号	〒 —)		(電話： — —)		
④業 種 ※「日本標準産業分類表」 から選択	大分類	中分類		小分類	
	[E] 製造業	番号（2桁） []	番号（3桁） []		
⑤事業内容				(売上割合)	⑥資本金 円
				%	
	(兼業の場合、その事業内容)			%	⑦従業員数 人
⑧補助事業担当者	役職：		氏名：		
	電話番号：		FAX：		Eメール：
	書類等送付先所在地・名称：				
⑨主な施設の被害状況	「主な施設」の名称			主な施設の 被害区分	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊
	「主な施設」の所在地				

2 生産施設の復旧整備の内容

① 番号	被害のあった生産施設の状況				左に記載した生産施設の復旧整備内容				
	②被災施設名	③構造	④延べ床 面積 (㎡)	⑤被害の程度	⑥復旧施設名	⑦構造	⑧延べ床 面積 (㎡)	⑨復旧内容	⑩補助対象 経費 (税抜き) (円)
	所在地		うち生産 施設部分		所在地		うち生産 施設部分		
		()階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊		()階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 建替 整備完了 (H . .)	
	<input type="checkbox"/> 本社所在地に同じ			<input type="checkbox"/> 津波流出 <input type="checkbox"/> 津波浸水 <input type="checkbox"/> 津波なし	<input type="checkbox"/> 左の施設と同じ			支払完了 (H . .)	
		()階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊		()階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 建替 整備完了 (H . .)	
	<input type="checkbox"/> 本社所在地に同じ			<input type="checkbox"/> 津波流出 <input type="checkbox"/> 津波浸水 <input type="checkbox"/> 津波なし	<input type="checkbox"/> 左の施設と同じ			支払完了 (H . .)	
		()階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊		()階建 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 建替 整備完了 (H . .)	
	<input type="checkbox"/> 本社所在地に同じ			<input type="checkbox"/> 津波流出 <input type="checkbox"/> 津波浸水 <input type="checkbox"/> 津波なし	<input type="checkbox"/> 左の施設と同じ			支払完了 (H . .)	
「⑩補助対象経費」の合計									

3 生産設備の復旧整備の内容

① 番号	被害のあった生産設備の状況			左に記載した生産設備の復旧整備内容			
	②被災設備名	③規格・型式 ・仕様等	④被害の程度	⑤復旧設備名	⑥規格・型式 ・仕様等	⑦復旧内容	⑧補助対象経費 (税抜き) (円)
	設置場所			設置場所			
			<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 左の設備と同じ		<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 入替 整備完了 (H . .) 支払完了 (H . .)	
	<input type="checkbox"/> 本社所在地に同じ		<input type="checkbox"/> 津波流出 <input type="checkbox"/> 津波浸水 <input type="checkbox"/> 津波なし	<input type="checkbox"/> 左の設備と同じ場所			
			<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 左の設備と同じ		<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 入替 整備完了 (H . .) 支払完了 (H . .)	
	<input type="checkbox"/> 本社所在地に同じ		<input type="checkbox"/> 津波流出 <input type="checkbox"/> 津波浸水 <input type="checkbox"/> 津波なし	<input type="checkbox"/> 左の設備と同じ場所			
			<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 左の設備と同じ		<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 入替 整備完了 (H . .) 支払完了 (H . .)	
	<input type="checkbox"/> 本社所在地に同じ		<input type="checkbox"/> 津波流出 <input type="checkbox"/> 津波浸水 <input type="checkbox"/> 津波なし	<input type="checkbox"/> 左の設備と同じ場所			
						「⑧補助対象経費」の合計	

4 補助金申請（実績）額

区 分	①補助対象経費（円）	②補助金申請額（円） ①×1/2以内	③自己資金等（円） ①－②
生産施設（円）	(表2の⑩補助対象経費の合計を転記)		
生産設備（円）	(表3の⑧補助対象経費の合計を転記)		
④合 計（円）		(上限2,000万円, 下限100万円)	
⑤「③自己資金等」の主な調達先 {			

5 復旧事業の内容・効果

①本事業による復旧が生産能力の回復にどのように役立つか			復旧により 生産が再開される主な品目	
			生産再開時期	平成 年 月
②本事業による復旧が雇用維持にどのように役立つか				
③本事業による復旧が地域の経済・雇用にどのような波及効果があるか				
④製造品出荷額の推移	※震災前の実績 平成22年4月（1か月分）	※震災直後の実績 平成23年4月（1か月分）	本事業による復旧整備完了後の実績又は目標 平成 年 月（1か月分）	
	円	円	円	
⑤雇用者数の推移	※震災前の状況 平成22年4月末現在	※震災直後の状況 平成23年4月末現在	本事業による復旧整備完了後の状況又は目標 平成 年 月時点	
	人 (うち正規雇用者 : 人)	人 (うち正規雇用者 : 人)	人 (うち正規雇用者 : 人)	

(別紙2)

誓約書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 事業者(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

平成 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

印

「役員等名簿」

事業者名	
担当者 役職・氏名	
電話番号	

人数	氏名(フリガナ)	氏名(漢字)	生年月日(半角)				性別 男・女	商号又は名称	住所 (本社住所)
			元号	年	月	日			
例	ミヤギ タロウ	宮城 太郎	明治・大正 昭和・平成	47	11	11	男・女	(株)〇〇〇〇	仙台市〇〇〇〇1-1-1
1			明治・大正 昭和・平成				男・女		
2			明治・大正 昭和・平成				男・女		
3			明治・大正 昭和・平成				男・女		
4			明治・大正 昭和・平成				男・女		
5			明治・大正 昭和・平成				男・女		
6			明治・大正 昭和・平成				男・女		
7			明治・大正 昭和・平成				男・女		
8			明治・大正 昭和・平成				男・女		
9			明治・大正 昭和・平成				男・女		
10			明治・大正 昭和・平成				男・女		

(別紙 3 - 1)

中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書 (法人用)

<p>中小企業施設設備復旧支援事業費補助金の申請にあたり、下記のとおり申告します。 なお、下記の申告内容について偽りはありません。また、申告内容が事実と相違していることが判明したときは、交付決定が取り消しとなり、補助金を返還することがあることを承諾します。</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿</p>		
確認事項	申告内容	
当社は、「中小企業基本法」に準拠した中小企業に該当します。 また、「みなし大企業」ではありません。	はい	いいえ
当社は、主たる事業として「製造業」を営んでおります。	はい	いいえ
当社は、県が実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備の復旧等に係る他の補助金の交付を受けておりません。	はい	いいえ
補助金申請に係る施設・設備は、東日本大震災により損壊又は滅失したもののうち、事業の再開・継続に必要不可欠なものです。	はい	いいえ
事業の再開・継続は宮城県内で行います。	はい	いいえ
補助金申請に係る施設・設備の復旧は、一時的又は暫定的なものではありません。	はい	いいえ
補助金申請に係る施設・設備は、震災当時、当社が法人名義で所有していたものであり、リース物件、代表者や役員等の個人の所有物は含まれておりません。	はい	いいえ
補助金申請に係る施設・設備は、当社が自ら行う生産に使用するものであり、他者に貸し出すための施設・設備は含まれていません。	はい	いいえ
補助金申請に係る経費には、事務所・休憩所等生産に直接関わらない施設等の復旧経費を含んでいません。	はい	いいえ
補助金の対象となる施設・設備の復旧に係る費用の支払について、当社以外の者が発行する手形・小切手により支払いはいたしません。	はい	いいえ
<p>以上の内容について、事実と相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所 (又は所在地)</p> <p>社名及び代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p>		

(別紙 3 - 2)

中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書（個人事業主用）

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金の申請にあたり、下記のとおり申告します。

なお、下記の申告内容について偽りはありません。また、申告内容が事実と相違していることが判明したときは、交付決定が取り消しとなり、補助金を返還することがあることを承諾します。

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

確認事項	申告内容	
私は、「中小企業基本法」に準拠した中小企業に該当します。 また、「みなし大企業」ではありません。	はい	いいえ
私は、主たる事業として「製造業」を営んでおります。	はい	いいえ
私は、県が実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備の復旧等に係る他の補助金の交付を受けておりません。	はい	いいえ
補助金申請に係る施設・設備は、東日本大震災により損壊又は滅失したもののうち、事業の再開・継続に必要不可欠なものです。	はい	いいえ
事業の再開・継続は宮城県内で行います。	はい	いいえ
補助金申請に係る施設・設備の復旧は、一時的又は暫定的なものではありません。	はい	いいえ
補助金申請に係る施設・設備は、震災当時、私が所有していたものであり、リース物件、私以外の役員・親族等の個人の所有物は含まれておりません。	はい	いいえ
補助金申請に係る施設・設備は、私が自ら行う生産に使用するものであり、他者に貸し出すための施設・設備は含まれていません。	はい	いいえ
補助金申請に係る経費には、事務所・休憩所等生産に直接関わらない施設等の復旧経費を含んでいません。	はい	いいえ
補助金の対象となる施設・設備の復旧に係る費用の支払について、私以外の者が発行する手形・小切手により支払いはいたしません。	はい	いいえ

以上の内容について、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

様式第2号（第10条関係）

平成 年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 変更承認申請書

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業施設設備復旧支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（1）補助事業の内容

変更前	変更後

(2) 経費の配分

(単位：円)

区分	補助事業に 要する経費		負担区分				備考
			補助金 交付申請額		自己資金等		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
1 生産施設費							
2 生産設備費							
合 計							

(3) 補助事業完了予定日

変更前 平成 年 月 日

変更後 平成 年 月 日

様式第3号（第11条及び第20条関係）

平成 年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業施設設備復旧支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 事業の概要

2 中止（廃止）の理由

3 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号（第12条関係）

平成 年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 遅延等報告書

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業施設設備復旧支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進ちょく状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 遅延又は困難な理由及び原因
- 5 今後の措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

様式第5号（第13条関係）

平成 年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 遂行状況報告書

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業施設設備復旧支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業の平成 年 月 日現在の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区分	実施計画		出来高		進ちよく率 (B)/(A)	備考
	事業費 (A)	交付額	事業費 (B)	交付額		
	円	円	円	円	%	

【概要】

（注）事業遂行の経過及び今後の見通しを簡明に記載すること。

2 事業着手日

平成 年 月 日

3 補助事業完了予定日

平成 年 月 日

様式第6号（第14条関係）

平成 年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 実績報告書

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業施設設備復旧支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業を実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費及び補助金実績額
 - (1) 補助事業に要した経費 円
 - (2) 補 助 金 実 績 額 円
- 2 補助事業の内容及び補助事業に要した経費の配分
（別紙「補助事業実績報告書」のとおり）
- 3 補助事業完了日
平成 年 月 日

（関係書類）

- ① 補助事業実績報告書（別紙1（「5復旧事業の内容・効果」を除く））
- ② 契約書又は発注請書、納品書の写し
- ③ 支払完了を証する書類の写し
- ④ 知事が必要と認める書類（完成写真等）

様式第7号（第15条関係）

平成 年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 概算払請求書

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業施設設備復旧支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり、金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払受領済額 | 円 |
| 3 今回請求額 | 円 |
| 4 残 額 | 円 |

5 概算払を必要とする理由

- 6 振込口座
- (1) 金融機関（店舗）名
 - (2) 口座番号（普通・当座の別）
 - (3) 口座名義人（フリガナ）

様式第8号（第16条関係）

平成 年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業施設設備復旧支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）

円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4 補助金返還相当額（3－2）

円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

様式第9号（第18条関係）

平成 年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 取得財産の処分承認申請書

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

平成 年度において中小企業施設設備復旧支援事業費補助金に係る補助事業により取得等した財産を、下記のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分の理由